

平成28年3月31日

主たる事務
所の所在地 大阪市北区浮田1-2-3サヌカイ
トビル303

法人名 特定非営利活動法人アイ・アジア

代表者氏名 玉本 英子 様

大阪市長 吉村 洋文



認定特定非営利活動法人として認定した旨の通知書

平成27年6月12日付で申請のあった認定特定非営利活動法人の認定を特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第49条第1項の規定により、下記の期間を有効期間として認定することとしたので通知します。

記

認定の有効期間 自平成28年3月31日
至平成33年3月30日